

## 農地等に係る相続税の納税猶予及び免除制度

### 1 はじめに

今回は、約半年前の小紙(NO.232)で扱った農地等に係る贈与税の納税猶予・免除制度(租税特別措置法 70条の4)とともに、農地等の細分化を防ぎ、かつ、農業後継者育成を税制面で助成することを狙いとした相続税の特例(租税特別措置法 70条の6)の概要をお話します。小紙 NO.232 と共にお読みいただくとよいと思います。

### 2 この制度の適用要件と納税が猶予される税額

表題の制度は

- ① 農業を営んでいた被相続人、又は、自らはその所有する農地等で農業を営んでいないものの、その農地等につき「特定貸付け」(小紙 NO.232 の(用語の解説)を参照してください。)等に当たる一定の貸付けをしていることにより、その貸付けをした農地等につき農業経営を継続しているとみなされる被相続人が亡くなり、
- ② ①の農地等を相続や遺贈により取得した相続人で、相続税の申告書の提出期限までにその農地等で農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められるとして農業委員会の証明を受けた人(その人を「農業相続人」といいます。)が、
- ③ その農地等で農業を営む(又は、特定貸付け等を行う)場合に、
- ④ 税務に係る一定の手続きを履行すること

によって適用が認められます。納税が猶予される税額は、(その取得した農地等の通常の評価額-それよりかなり低い農業投資価格による評価額)の残額に対応する相続税額であり、農業相続人が死亡する日等の一定の納税猶予期限まで納税が猶予されます(逆に言うと、その農地等に関しては農業投資価格に対応する相続税額だけを納付する、ということです)。

### 3 2の適用要件に係る留意点など

(1) 2の「①の農地等を相続や遺贈により取得した相続人」には、農地等の贈与税の納税猶予の特例の適用を継続して受けている場合に、その農地等の贈与者が死亡した場合、農地等の受贈者は、租税特別措置法 70条の5第1項の規定によって、その農地等を(すでに贈与により取得しているにもかかわらず)相続又は遺贈により取得したものとみなされますので、その受贈者も含まれます。

(2) 2の④の手続きのうち、主なものは、この制度を

受ける旨を記載した相続税の申告書を期限内に提出し、その期限までに納税猶予税額に相当する担保を提供することです。

「納税猶予分の相続税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る相続税の本税の額とその本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうものとされ、

- ① 相続税の納税猶予の適用を受ける農地等の全部を担保として提供する場合(当該農地等につき当該相続税額に優先する担保権が設定されている場合を除く。)には、上記「納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供する」場合に該当するものとされ、
- ② ①以外の方法により担保を提供する場合には、納税猶予に係る相続税の本税の額とこれに係る農業相続人の平均余命年数に相当する納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保が提供された場合が上記「納税猶予分の相続税額に相当する担保する」場合に該当するものとして取り扱われます(措置法通達 70条の6-17)。
- (3) 納税が猶予される相続税額の例示計算を示しておきます。

その取得した農地等の通常の評価額を100、農業投資価格による評価額を60とすると、その差額40に対応する相続税額が猶予される相続税額です。適用される税率が30%なら $40 \times 30\%$ で12です。猶予税額は、農業相続人だけでなく、その他の相続人にもその納税額を減少させるように一定の計算で配分されます。

### 4 猶予税額の猶予期限とその免除

猶予期限は農業相続人が農業を継続している限り、その死亡の日となりますが、その死亡イコール期限到来→猶予税額の納税を求められる、というわけではありません。それは、その死亡により次にその農地等を相続で取得した相続人が一定の手続き(税務署長への届出書の提出)をとることにより、その猶予税額を免除する措置があるからです。

### 5 納税猶予が打ち切りとなる場合

4の免除制度がある一方、農業相続人が生存中に農業経営を廃止する、耕作放棄をする、又は農地等を売却するなどをした場合は、納税猶予を認める趣旨に反することなので、その2か月後に納税猶予が終了し、猶予税額(本税)に猶予期間中の利子税を加えた税額の納付が求められます。